



2022年8月10日

各 位

会 社 名 東洋ドライループ 株式会社  
 代表者名 代表取締役社長 飯 野 光 彦  
 (スタンダード・コード4976)  
 問合せ先 取締役管理部長 鈴 木 茂 生  
 電話番号 03-3412-5711

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年9月29日開催予定の当社第60回定時株主総会の議題として、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)により、株主総会資料の電子提供制度が創設され、同制度を定める改正規定が2022年9月1日に施行されたことから、次のとおり当社定款の一部を変更するものであります。

- (1)「会社法の一部を改正する法律」の施行によって、当社定款に株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の定めがあるものとみなされております。そのため、変更案第十四条1項にその旨を定めるものであります。
- (2)変更案第十四条2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3)上記の新設に伴い、条数の変更および附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第三章 株主総会	第三章 株主総会
(新 設)	<p>(<u>電子提供措置等</u>)</p> <p><u>第十四条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第十四条 ~ 第三十七条 (条文省略)</p> <p>附則</p> <p>1. (条文省略)</p>	<p>第十五条 ~ 第三十八条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. <u>「定款第十四条 (電子提供措置等)」の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、なお従前の例による。</u></p> <p>3. <u>附則第2項および第3項は、2023年3月1日にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)      2022年9月29日  
定款変更の効力発生日 (予定)                      2022年9月29日

以 上